

国際観光ホテル整備法におけるホテルと旅館の差違

定義	ホテル	旅館
定義	外客の宿泊に適するように造られた施設であって様式の構造及び設備を主とするもの。	外客の宿泊に適するように造られた施設であってホテル以外のもの。
基準客室	ホテル	旅館
基準客室数	最低15室以上あり、かつ、客室総数の2分の1以上。	最低10室以上あり、かつ、客室総数の3分の1以上。
構造	洋式の構造及び設備をもって造られていること。	日本間として調和の取れたものであること。
内装設備	机、テーブル、椅子及び洋服を掛ける設備を備える。	床の間、洋服を掛ける設備及び踏込みがあり、隣室との間は間仕切りでなければならない。（床の間には床柱と床板が必要）
床面積	シングルルーム9m ² 以上 その他13m ² 以上	一人部屋7m ² 以上 その他9.3m ² 以上
建具	入口の建具は堅牢で防音に適したものであること。	規定無し。
給排水設備	浴室又はシャワー室及びトイレがあること。	洗面設備があること。
冷温水完備の洗面設備	全室対応。	最低4室（基準客室数15室を超える時は、越える旅館基準客室数の4分の1に4室を加えた数）以上。
ロビー	ホテル	旅館
構造	洋式の構造及び設備をもって造られている。	建築内部と調和がとれており、客の通常の利用に適したもの。
面積	収容人員に応じた必要面積あり。	規定無し。
その他	ホテル	旅館
敷地周囲	規定無し。	庭又はこれに類する造作物が敷地内にあること。
共同用の家族風呂	規定無し。	共同用の浴室又はシャワー室（利用者が一定の時間限り利用できるもので入口は内外から施錠できるもの。大浴場は含まれない。）ただし、全ての基準客室に浴室又はシャワー室がある場合は不要。
冷暖房設備	ロビー等、フロント、基準客室、食堂、客の使用する廊下に必要。 (冷涼もしくは温暖な地域にあるホテルでその必要がないと認められるものについては不要。)	基準客室に必要。 (冷涼もしくは温暖な地域にあるホテルでその必要がないと認められるものについては不要。)